

税理士
法人

AIF事務所便り

2024.12.1/389 号



contents

- ◆ 令和 6 年分の年末調整実務 永嶋道隆
- ◆ 保険料控除証明書の到着は必要な保険か否か見直す好機です！

令和 6 年分の年末調整実務 1

今年も年末調整の時期となりました。

経理担当者の方にとっては年末調整書類の配布及び回収、記載内容の説明や確認などボリュームの大きい臨時業務になるかと思います。

また、今年は定額減税があるので、記載欄の変更もあり、それらの対応も必要になります。

そこで、今回は令和 6 年分の年末調整のうち、定額減税に関わる部分について確認していきたいと思います。

【1】定額減税の対象者

定額減税を行う上で、誰が対象者となるか判定を行う必要があります。

判定の流れとしては、まずは役員及び従業員ご本人が定額減税の対象かを判定した上で、対象になる場合には配偶者や扶養親族の中で定額減税の対象者の判定を行う必要があります。

※本人が対象外の場合は、配偶者や扶養親族が対象でも定額減税は行えません

①本人の判定基準

日本国内に住所を有する合計所得金額（給与所得以外の所得も含む）が 1,805 万円以下（給与収入のみの方は年収 2,000 万円以下、所得調整控除の適用ある場合は年収 2,015 万円以下）の方が対象となります。

②配偶者や扶養親族の判定基準

本人と生計を一にする日本国内に住所を有する合計所得金額が 48 万円以下（給与収入のみの方は年収 103 万円以下）の配偶者及び親族の方が対象になります。

また、配偶者の判定は本人の合計所得が 1,000 万円超で配偶者控除の対象とならない場合も、定額減税については、①の基準を満たしていれば対象となりますので、配偶者控除等申告書の記入も含めご注意ください。

【2】年調減税額

各人の定額減税で所得税の額から控除される金額は以下の算式で計算されます。

《30,000 円（本人分）+ 30,000 円 × 配偶者及び扶養親族の人数》

【3】源泉徴収票の記載事項

定額減税を行った場合は、源泉徴収票の摘要欄に、次の事項を記載します。

- ・年調減税額を実際に控除した場合『源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円』
- ・年調減税額が控除しきれなかった場合『控除外額 × × × 円』
- ・控除しきれなかった金額がない場合『控除外額 0 円』
- ・合計所得金額 1,000 万円超の方で、同一生計配偶者を計算に含めた場合『非控除対象配偶者減税有』
- ・その配偶者が障害者等の場合『減税有 配偶者氏名（同配）』

【4】年末調整書類のチェックポイント

提出された年末調整資料のうち、【1】の判定をする上で次ページの部分についての確認が必要になります。提出された書類に誤りが無いかについては、ご本人との確認が必要な内容になりますので、早めに確認作業を行って頂ければと思います。

①本人と配偶者の判定

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の姓(氏) 税務署長 給与の支払者の法人番号 税務署長 給与の支払者の所在地(住所)

〔フリガナ〕 あなたの氏名 ヤマト タロウ 大和 太郎

基・配・所

～記載に当たっての注意～

◆「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」兼「年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の事項に応じ記載してください。

1. あなたの本年分の合計所得金額の見積り額が、85万円以下で、かつ、配偶者の本年分の合計所得金額の見積り額が20万円以下である場合は、「基礎控除申告書」(配偶者控除等申告書、年末調整に係る定額減税のための申告書)の順に記載してください。

2. 上記1以外である場合は、「配偶者控除等申告書」(基礎控除申告書、年末調整に係る定額減税のための申告書)の順に記載してください。

3. 「所得金額調整控除申告書」のようにする場合は、所得金額調整控除の適用を受けることとなる各項目のいずれにも該当しない場合は、下記にも該当しない場合は、

◆ 給与所得者の

○ あなたの本年分の合計所得金額の見積りの計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,000,000	7,000,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年分の合計所得金額の見積り額(1)+(2)の合計額		7,000,000

○ 控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,000,000	7,000,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年分の合計所得金額の見積り額(1)+(2)の合計額		7,000,000

○ 配偶者の本年分の合計所得金額の見積りの計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	750,000	200,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年分の合計所得金額の見積り額(1)+(2)の合計額		200,000

○ 配偶者の氏名等

〔フリガナ〕 配偶者の氏名 ヤマト ハナコ 大和 花子

○ 配偶者の生年月日

52 年 2 月 3 日

○ 配偶者の職業

生計を一にする事業

○ 配偶者の基礎控除額

380,000

○ 配偶者の特別控除額

配偶者特別控除の対象となる所得の種類

配偶者特別控除額

○ 配偶者の定額減税対象額

配偶者定額減税の対象となる所得の種類

配偶者定額減税対象額

○ この申告書の記載に当たっては、基礎控除額をお読みください。

本人の所得が1,000万円超の方は、例年は書式右側の「配偶者控除等申告書」の記載はしませんが、令和6年分は「年末調整に係る定額減税のための申告書」を兼ねているため、**配偶者分の定額減税を計算に含める場合は、この部分も記載が必要です。**

②扶養親族の判定

令和 6 年 分 給 与 所 得 者 の 扶 養 控 除 等 (異 動) 申 告 書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの方氏名	ヤマト タロウ	あなたの生年月日	平成 49 年 11 月 14 日
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名	大和 大吉	受ける給与について扶養控除等申告書の提出(※1)
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	あなたの続柄	父	給与を受ける給与者(※2)

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、盲、ひきこり又は勤労学生がなければ、以下に各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	令和6年中の所得の見積額	扶養親族である親族		住所又は居所	異動月及び事由
						生計を一にする事実	(該当する場合は「印」を付けてください)		
源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマト ハナコ 大和 花子	1 1 1 2 2 2 3 3 4 4 4 4	あなたとの続柄	52 2 2 3	200,000	☐ 配偶者 ☐ 障害者 ☐ 勤労学生	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上	東京都千代田区〇〇 丁目3番 △△マンション802号	
控除対象扶養親族(16歳以上)(※2)	1 ヤマト ダイキチ 大和 大吉	0 0 1 1 2 2 3 3 4 4 5	父	24 12 5	300,000	☒ 同居親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上	同上	
	2 ヤマト カズコ 大和 和子	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0 0	母	26 5 28	0	☒ 同居親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上	同上	
	3 ヤマト エイタ 大和 栄太	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	子	15 9 4	0	☒ 同居親等 ☐ その他	☒ 16歳以上30歳未満又は70歳以上	012 Happy st. 〇〇〇〇〇〇, USA	
	4 ヤマト ハル 大和 春	9 9 8 8 7 7 6 6 5 5 4 4	子	20 4 10	0	☒ 同居親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上	東京都千代田区〇〇 丁目3番 △△マンション802号	

障害者、盲、ひきこり又は勤労学生に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する場合は、そのうち1人か以上に「扶養親族である親族」欄に「印」を付けてください。

障害者又は勤労学生の内容にこの欄の記載に当たっては、表裏の2記載してください。

注1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と配偶者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる配偶者(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注2 控除対象扶養親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注3 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注4 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注5 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注6 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注7 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注8 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注9 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注10 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注11 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注12 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注13 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注14 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注15 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注16 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注17 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注18 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注19 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注20 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注21 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注22 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注23 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注24 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注25 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注26 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注27 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む(共同生活を行う)こととなる扶養親族(喪失配偶者等を除く)をいいます。

注28 扶養親族である親族とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下)と扶養親族(喪失配偶者等を除く)とが同一生計を営む

保険料控除証明書の到着は 必要な保険か否かを見直す好機です！

毎年 10 月に保険料控除証明書が届く

例年 10 月の声を聞くと保険会社各社から保険料控除証明書が届き始めます。

保険は、自分や家族の病気・怪我・事故および死亡などのリスクに対して、経済的に備えるためのものです。そのため、結婚、出産、子供の独立、定年等、ライフステージの変化に合わせて見直すものとされています。

とはいえ、保険の中身の理解は面倒で、慣れないとなかなか馴染めません。普段から接しているほうが馴染みも出てくるので、毎年この時期に見直すことをお勧めします。

ライフステージに応じて必要な保険（個人）

保険はめったに起こらないが起これたら大変なことになると言う順番で加入することです。

① 任意自動車保険（酔っ払い運転や法定速度 2 倍の違反事故には保険はおりない場合があります。）

② 自転車保険 めったに起こませんがお年寄りが倒れたら死亡につながります。

安い保険料ですので必ず加入することをお勧めします。

③ 火災・地震保険 めったに起こりませんが、起これたら大変です。

④ 住宅ローンの団体信用を保険 万が一死亡の場合ローンがなくなります。

保険料も格安なので自宅購入の場合必ず加入しましょう。

⑤ 死亡保険 子供が 18 歳未満の方、保険料が負担に思う方は、全労済や JA 共済、税理士共済のような格安の掛け捨て保険で大きな保障を用意しましょう。35 歳 5,000 万円で月 5,000 円程度の保険があります。

次に、子供が成人に達した場合は、終身保険を検討します。保険会社からは、L 字型という 60 歳・65 歳で保障期間が切れる、または 1/10 に死亡保険金を減額するものを勧めてきますが、決して騙されてはいけません。終身保険であれば、遺族は 100% 保険金を手にすることができます。お金に余裕があれば、相続税対策にもなる一時払い終身保険もお勧めです。

日本のしっかりした医療制度の下では医療保険はあまり重要ではないでしょう。

会社で付保する保険は税理士にも相談を

自社のリスクは自社でよく検討した上で優先順位をつけて付保することが必要です。その際、客観的に貴社の状況を見られる立場にあり、様々な同業他者企業の付保状況についてもよく知っている顧問税理士にも相談することをお勧めします。保険の種類によっては税務上経費とならないものもありますので事前相談は必要でしょう。



**税理士法人 AIF は保険に精通しており、自社で加入・吟味したうえでの
保険アドバイスを実施しております。**



保険加入は親族・友人に勧められて加入しがちです。実は保険は自宅について高額な買い物です。保険加入の順序を守って賢い買い物をしてください。